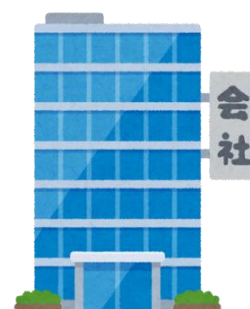


高次脳機能障害者へのきれめのない就労支援 ～高次脳機能障害者支援法の施行から考える～



日時 令和8年6月24日(水) 15:00～17:00

堺市立健康福祉プラザ 大研修室

Zoomによるオンライン 同時開催

主催 堺市(障害施策推進課)、健康福祉プラザ指定管理者

本日のプログラム

14:30~	受付
15:00	開会
15:05	第1部 1.「高次脳機能障害者支援法について」 講師 西脇 和美 (生活リハビリテーションセンター 支援コーディネーター) 2.「グループを活用した生活リハビリテーションセンターの就労支援」 講師 岩崎 道治 (生活リハビリテーションセンター 臨床心理士・公認心理師)
15:55	休憩
16:05	第2部 「高次脳機能障害者への就労支援にかかる連携」 講師 舘野 菜津子 (堺市障害者就業・生活支援センター エマリス センター長代理)
16:45	質疑応答
17:00	終了

目次

第1部

1. 「高次脳機能障害者支援法について」

生活リハビリテーションセンター 支援コーディネーター

西脇 和美

・・・P.1～

2. 「グループを活用した生活リハビリテーションセンターの就労支援」

生活リハビリテーションセンター 臨床心理士・公認心理師

岩崎 道治

・・・P.11～

第2部

「高次脳機能障害者への就労支援にかかる連携」

堺市障害者就業・生活支援センター エマリス センター長代理

舘野 菜津子 氏

・・・P.21～

第1部

1. 「高次脳機能障害者支援法について」

講師 西脇 和美

(生活リハビリテーションセンター 支援コーディネーター)

memo

高次脳機能障害者支援法について

堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
支援コーディネーター 西脇 和美(社会福祉士)

高次脳機能障害者支援法成立 (令和8年4月1日施行)

- ・高次脳機能障害は、病気や怪我による脳の損傷が原因で生じる、記憶・注意・遂行・社会的行動障害・失語・失行・失認などの障害の総称、国内の推定患者数は約23万人
- ・高次脳機能障害は外見から分かりにくく理解も不十分なため、支援が届かず生活に苦慮している現状
- ・理解促進と、どの地域・段階でも「きれめない支援」を提供するために「高次脳機能障害者支援法」が成立

厚生労働省「高次脳機能障害者支援法関係通知について」より

堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
Social Independence Rehabilitation Center

高次脳機能障害支援モデル事業ができるまで

- ・外見からは分からない「見えにくい障害」の特性
社会生活、職場復帰後に著しい支障をきたす
⇒周囲の理解を得られず、社会的に孤立
- ・福祉制度の「谷間」とサービスの不一致
適切な訓練プログラムや相談・ケアを提供する福祉サービスがない
⇒医療から福祉への連続した支援の断絶
- ・当事者団体の結成と社会問題化
脳外傷問題がマスコミにも大きく取り上げられ、国会でも実態解明や救済を求める声が強まる
⇒専門的な支援対策を確立することが急務

堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
Social Independence Rehabilitation Center

4

高次脳機能障害支援モデル事業・高次脳機能障害支援普及事業

厚生労働省の主導により、国立障害者リハビリテーションセンターと地方自治体が連携し、2001年度から5年間にわたる「高次脳機能障害支援モデル事業」がスタート

1. 「診断基準」の確立と社会的認知の向上

- ・医療現場でも定義がバラバラだった高次脳機能障害について、厚生労働省のモデル事業として日本で初めて統一された「診断基準」が策定。
- ・客観的な診断が可能になり、外見からは分かりにくい障害が「正式な疾患・後遺症」として医療・福祉分野や世間に正しく認知されるきっかけとなった
→医師診断書(様式1-1)

2. 「標準的プログラム」の確立

- ・モデル事業を通じて、「標準的訓練プログラム」と「標準的社会復帰・生活・介護支援プログラム」の2つが開発され、試行された

3. 相談支援ネットワークの土台形成

- ・全国12地域の自治体を拠点機関に指定し、医療、福祉、就労の専門職が連携する仕組みが試行された

堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
Social Independence Rehabilitation Center

5

医師診断書（様式1-1）について①

医療と福祉のきれめない支援のための医師診断書

- ・入院期間中に障害者手帳取得が困難なケースが多く、「様式1-1」があれば、障害者手帳をまだ持っていないくても、高次脳機障害であることの公的な医師証明となり、自治体の窓口で早期にリハビリや就労支援などの障害福祉サービスを申請・利用できる

「4つの症状」の判定軸を導入

- ・モデル事業で定義された「記憶障害」「注意障害」「遂行機能障害」「社会的行動障害」の有無を医師がチェックできるようになった

堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
Social Independence Rehabilitation Center

6

医師診断書（様式1-1）について②

どの科の医師でも書ける形式へ

- ・高次脳機能障害の主治医は脳外科やリハビリ科であることが多いため、**精神科医でなくても**「脳のどの部位が傷つき、その結果どんな症状が出ているか」を記述しやすい構成に改善された

【結果】

様式1-1を持っていれば、行政窓口が「この人は行政的な高次脳機能障害の診断基準を確かに満たしている」と即座に確認ができ、スムーズに福祉サービスを提供できるようになった

堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
Social Independence Rehabilitation Center

7

様式1-1 **医師診断書** (高次脳機能障害診断用：高次脳機能障害支援普及事業)

氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日生 (歳)	男・女
住所			
①高次脳機能障害の発症原因となった疾患名	該当するICD-10コードを○で囲む* F04, F06, F07		
②発病から現在までの病歴 (発病年月、受診歴等)			
③ 現在の病状、障害像等 (障害を構成する主たる項目に◎で、従たる項目を○で囲む)			
(1) 記憶障害 1 前向健忘 2 逆向健忘			
(2) 注意障害 1 全般性注意障害 2 半側空間無視			
(3) 遂行機能障害 1 目的に適った行動計画の障害 2 目的に適った行動の実行障害			
(4) 社会的行動障害 1 意欲・発動性の低下 2 情動コントロールの障害 3 対人関係の障害 4 依存的行動 5 固執 6 その他 ()			
④ ③の病状・状態像等が日常生活に与える影響の程度 (該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲む)			
1 高次脳機能障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。 2 高次脳機能障害を認め、そのために日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。 3 高次脳機能障害を認め、そのために日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする 4 高次脳機能障害を認め、そのために日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。 5 高次脳機能障害を認め、そのために身のまわりのことはほとんどできない。			
⑤ ①の病名の受傷・発症を説明する器質的脳病変の検出に用いた画像診断、神経生理学的検査の結果:			
⑥ ③の病状・状態像等に関する神経心理学的検査結果 1 WAISスコア (PIQ VIQ FIQ) 2 ミニメンタルスケールあるいは長谷川式簡易知能評価スケールスコア (点) 3 その他			
⑦ 現在の福祉サービスの利用状況 (社会復帰施設、小規模作業所、グループホーム、ホームヘルプ、訪問指導等)			
⑧ 備考 ICD-10コード* 外傷性脳損傷、脳血管障害、低酸素脳症、脳炎、脳腫瘍などで記憶障害が主体の場合F04、注意障害・遂行機能障害が主体の場合F06、人格および行動障害が主体の場合F07に該当する			
平成 年 月 日			
医療機関所在地 名称 電話番号 医師氏名 (自署または記名捺印)			

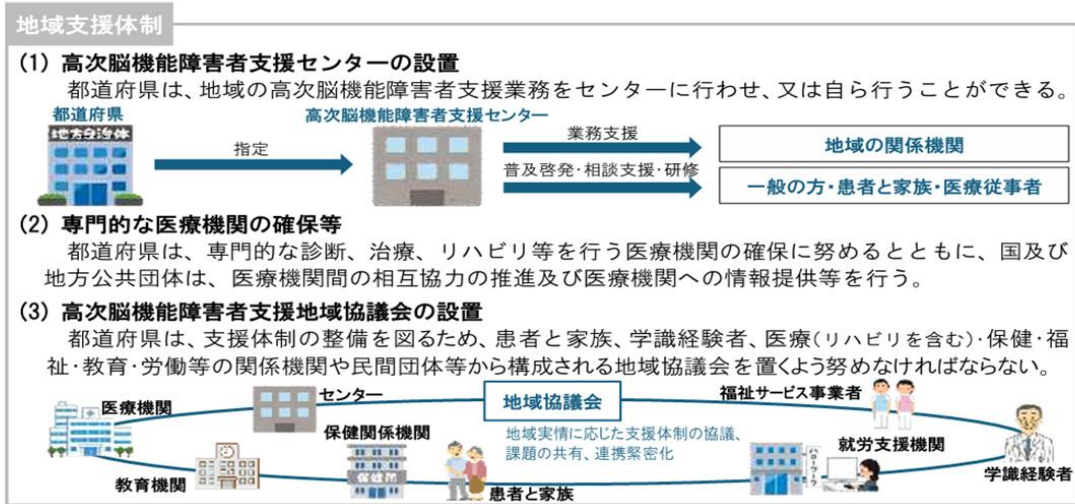
高次脳機能障害者支援法の基本理念(第3条)

- (1) 自立と社会参加の機会が確保され、また、尊厳を保ちつつ他者と共生することが妨げられないこと
- (2) 社会的障壁の除去に資すること
- (3) 個々の事情に応じ、また、関係者の連携の下に、医療の提供から地域生活支援を経て社会参加に至るまできれめない支援が行われること
- (4) 居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられること

堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
Social Independence Rehabilitation Center

9

高次脳機能障害者支援法における地域支援体制



出典:厚生労働省高次脳機能障害者支援法概要
(令和7年法律第96号、令和7年12月24日公布)

※ 令和8年4月1日から施行
※ 施行後3年を目途に見直しを検討

堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
Social Independence Rehabilitation Center

堺市における高次脳機能障害者支援

平成24年 堺市高次脳機能障害支援拠点機関（生活リハビリテーションセンター）が設置（近畿の政令市としては初めて）

高次脳機能障害の「**専門相談**」と「**リハビリテーション**」などを通して「医療」と「福祉」のきれめのない支援を行うために設置された施設

「堺市高次脳機能障害者支援センター」

令和8年4月1日高次脳機能障害者支援法施行に伴い、
高次脳機能障害者支援センターとして指定



平成27年7月1日
市立堺病院は堺市立総合医療センターに
生まれ変わりました。

堺市立総合医療センター
をはじめとする市内医療機関



だれもが安心して利用できる
場所づくりをめざして…

堺市立健康福祉プラザ
生活リハビリテーションセンター

リハビリテーションセンター
Rehabilitation Center

相談：よくある高次脳機能障害に関わる困りごと

- 診断について
- リハビリテーションについて
- 医療費や経済的な支援について
- 症状と対処法について
- 福祉サービスについて
- 社会復帰（仕事）について**
- お金の管理について
- 日中活動の場について
- 相談窓口について



高次脳機能障害者支援センターで受ける相談

仕事に関する相談ごと

復職の場合

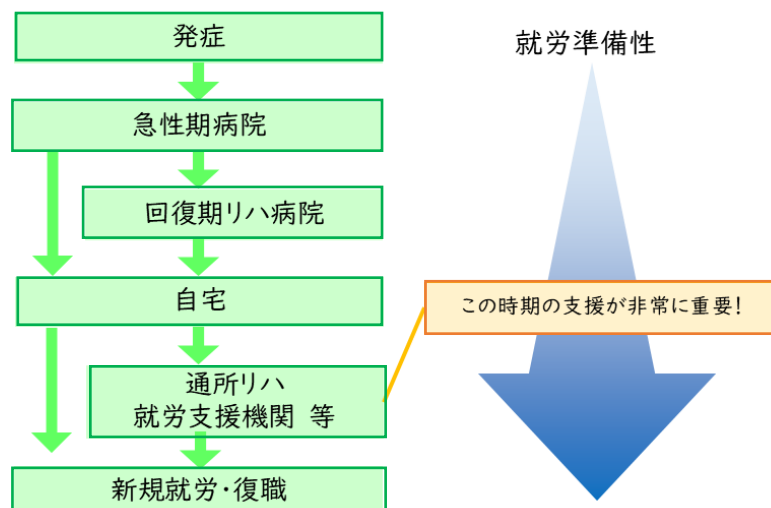
- ・以前と変わらない、仕事をしながら慣らしていけばよいと思い、退院後すぐに復職したが、「職場でうまくいかない」、「退職してしまった」
- ・職場が障害のことを理解してくれない

新規就労の場合

- ・脳疲労など、さまざまな後遺症によって制約がでてしまい、新規就労に至るまでに時間を要する場合もある

堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
Social Independence Rehabilitation Center

発症から就労までの流れ

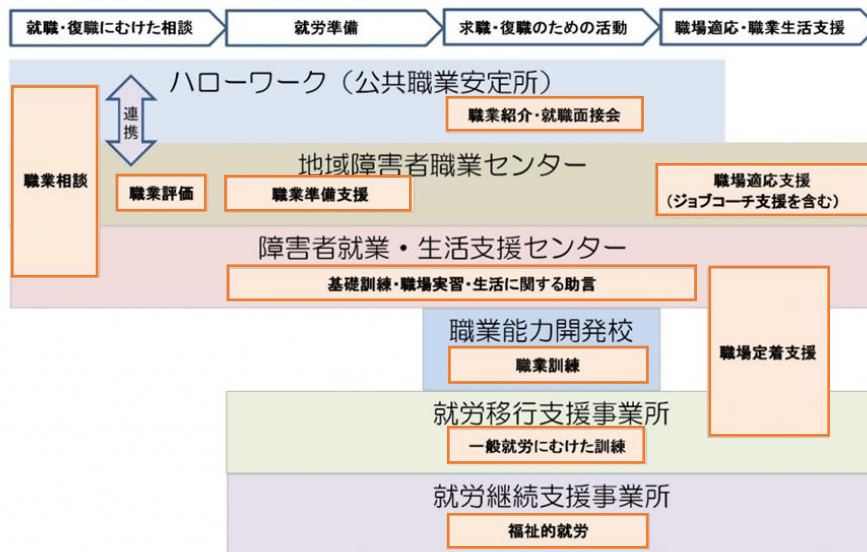


しっかりと準備してから就労することが大切!

齋藤薫・大場龍男：高次脳機能障害のある人への復職・就労ガイドブック，
中央法規，東京都，pp17を一部改変，2017.

堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
Social Independence Rehabilitation Center

さまざまな就労支援機関



国立障害者リハビリテーションセンター 高次脳機能障害情報・支援センターホームページ
www.rehab.go.jp/brain_fukyu/how06/

堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
Social Independence Rehabilitation Center

本研修では

- ・生活リハビリテーションセンターにおける就労支援の連携
- ・堺市障害者就業・生活支援センターにおける支援の実際
ときれめのない支援の大切さ

堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
Social Independence Rehabilitation Center

第1部

2. 「グループを活用した

生活リハビリテーションセンターの就労支援」

講師 岩崎 道治

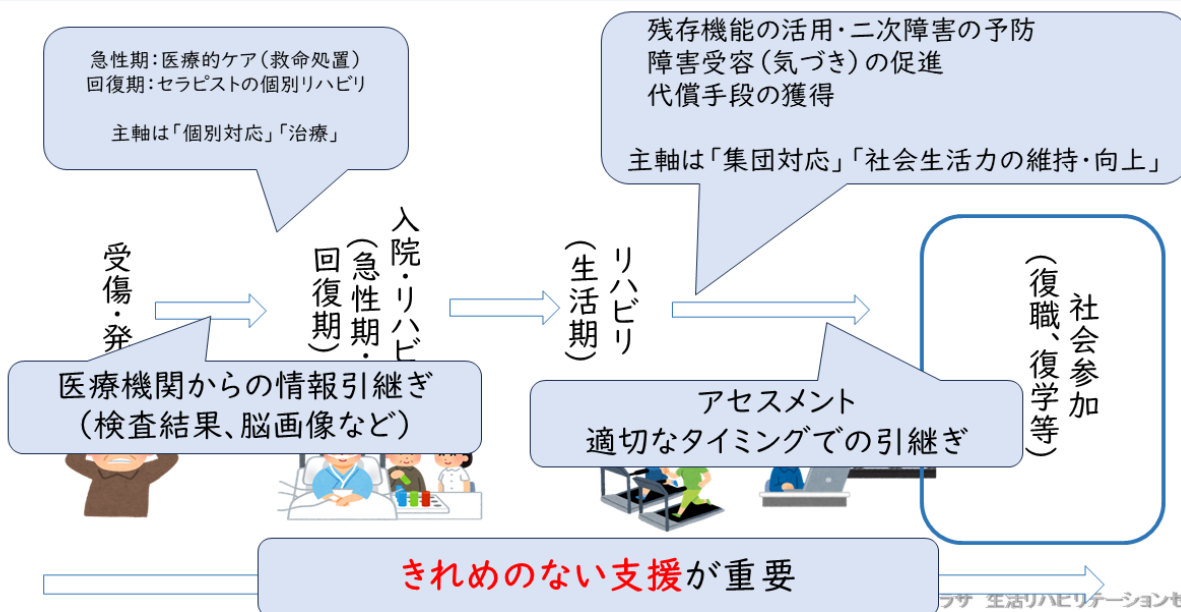
生活リハビリテーションセンター 臨床心理士・公認心理師

memo

生活リハビリテーションセンターにおける就労支援の連携

堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
心理相談員 岩崎 道治（臨床心理士・公認心理師）

受傷・発症から社会参加までの流れ



高次脳機能障害のある方に共通する特徴

自分では障害や困りごとに気づきにくい。

メモなんてしなくても、ちゃんと予定は覚えておけますよ!



当事者



支援者

そうかな...

障害の種類や程度は人により異なる

同じ記憶障害でも...1週間前に面談で確認した内容を...



自らのメモを見て思い出せる



やんわりと覚えているが、細かいところは覚えていない



言われれば思い出すが、自らメモをとれない



面談したこと自体を覚えていない

3

高次脳機能障害のある方に共通する特徴

退院後の社会生活で初めて明らかになることもある

障害はないわよ



退院後...



忘れ物が増えた...

これまで簡単にできていたことが、今ではできないという喪失感



失語症。会話に入れない...



好きだった読書、続かない...



よく怒られる...

4

就労をするために | 「就労準備性」を上げることが大切

就労準備性 (渡邊, 2015)

1. 病状の安定
2. 働きたいという強い意志 (自発性)
3. 日常生活の自立
4. (5-6時間の作業) × 1週間の体力
5. 交通機関を一人で安全に利用できる
6. 高次脳機能障害を正しく説明できる (病識)
7. 障害を補いながら仕事ができる (代償能力)
8. 感情をコントロールできる (社会性)



就労準備性が向上したら、
就労の可能性も高まる

自立訓練

就労移行支援

堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
Social Independence Rehabilitation Center

渡邊修:平成27年度堺市高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業研修「高次脳機能障害の理解と地域生活における課題について」研修資料pp14

訓練プログラム (生活訓練) 基本的にすべてグループで実施

認知リハ系	運動系	作業系	障害理解・代償手段系
注意	トレーニング	作業活動 (仕事)	UBI
記憶	歩行	作業IT	片麻痺セルフケア教室※
遂行	スポーツ	作業活動 (クラフト)	メモリーノート
読解	プール		確認の技
PQRST			感情コントロールのSST
個別課題	ディスカッション系	昼プログラム	就労ゼミ
メモとり	集団言語訓練※	園芸活動	はじめてプログラム
書写	ディスカッション	マインドフルネス瞑想	
	理解と表現		

堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
Social Independence Rehabilitation Center

※は主に機能訓練の方が対象

グループ訓練の意義 | 生活リハビリテーションセンターが大切にしていること①

- 失敗しても良い『安全な環境』で、できることと苦手になったことを確認する。
- 代償手段を使えるようにして、できることを増やしていく。
- 同じような課題を続けることで、自分の変化にも目を向けていく。
- 他者の意見や成績が、自身の立ち位置の確認やモチベーションの向上にも寄与する。



トレーニング

まずは生活リズムをつけて、
体力も向上させよう



認知リハビリテーション

注意障害がこういう
場面で影響するんだな



ディスカッションなど

自分だけじゃないんだな

堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
Social Independence Rehabilitation Center

グループ訓練の意義 | 生活リハビリテーションセンターが大切にしていること②

<プログラムの目的の確認>

- プログラムの目的を開始前に確認

<個人目標と振り返りの発表>

- 前回の記録等をもとに、目標を設定
- 課題終了後に、達成状況を振り返り報告

<「朝の会」と「終わりの会」の実施>

- 今日の日付の確認（見当識を入れる）
- 自身の一日のスケジュールの発表
(スケジュールの自己管理を意識づけ)
- 今日の目標と解決方法を発表
- 終わりの会では、目標の達成度を自己評価

他者と自分との比較を通じて自己理解を深める

自身の記録を見返すことで、変化をつかむ

訓練のロールモデル(似通う障害像・目標)を見つけられる

事例 | Aさん (50代男性 目標:新規就労) ①

Aさん 50代男性 目標:新規就労

疾患:交通事故による頭部外傷

障害:高次脳機能障害(注意障害・遂行機能障害)

<現病歴>

X年8月 休日の外出時に交通事故(バイクと右折の自動車)、急性期のA病院に搬送。

外傷性くも膜下出血、左鎖骨骨折の診断

X年9月 回復期のB病院に転院、リハビリ(PT・OT・ST)実施。STでは「高次脳機能障害あり」

X+1年1月 病院訪問しカンファレンス実施。リハビリ時に「高次脳機能障害がある」との指摘に対して
「自分では実感はない。それよりも肩の痛みをなんとかしてほしい」との発言があった

X+1年2月～生活リハビリテーションセンター(生活訓練)利用開始

集団でのスポーツプログラム、認知リハビリテーションなどに参加

事例 | Aさん (50代男性 目標:新規就労) ②

訓練のなかで、「焦ると簡単なことでも全然できなくなるが、落ち着いてやればできることもわかった」

「見落としが増えている」といった発言が徐々にみられるようになってきた。他の利用者が行っている代償手段を取り入れて「次回は〇〇さんのやり方を参考にしてみようと思います」等の発言も出てくるようになった

X+1年7月 生活リハへの通所は継続しつつ、エマリスと面談し、利用登録(生活リハ同席)

プレサポートには休みなく参加

X+1年8月 プレサポート振り返り実施(生活リハ同席)。「作業手順を忘れていた」

「毎日のように忘れ物があった」「細かい作業が苦手」などをフィードバック

ほかに、「掃除はていねいにできている」といった強みも見えてきた

本人は、振り返りのなかで「障害や代償手段を説明できるように準備しておこうと思った」

プレサポートの振り返りをもとに、「タイムプレッシャーがミスを誘発するので、時間にゆとりをもち、落ち着いて作業を実施する」「軽微なこともメモや復唱をする」などを訓練のなかで実施

事例 | Aさん (50代男性 目標:新規就労) ③

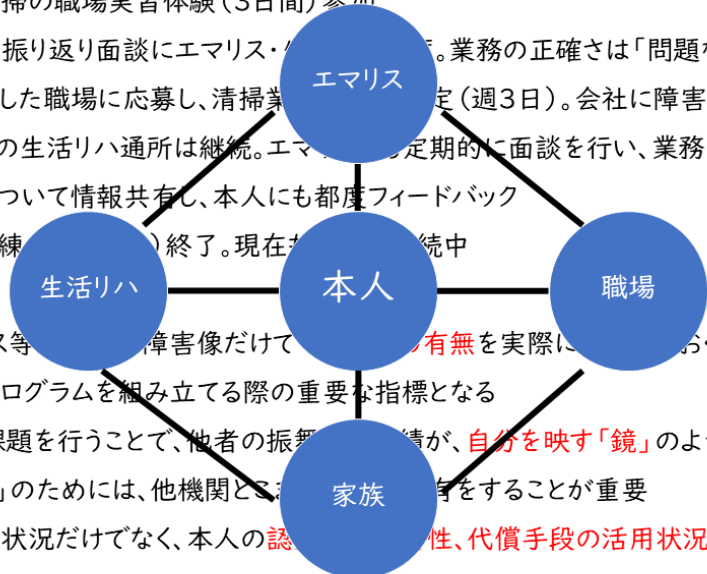
- X+1年10月 店舗清掃の職場実習体験 (3日間) 参加
 実習の振り返り面談にエマリス・生活リハ同席。業務の正確さは「問題なし」との評価
- X+1年11月 実習をした職場に応募し、清掃業務で採用決定 (週3日)。会社に障害特性の説明を実施
 週2日の生活リハ通所は継続。エマリスとも定期的に面談を行い、業務内の課題と対処方法
 などについて情報共有し、本人にも都度フィードバック
- X+2年1月 自立訓練 (生活訓練) 終了。現在も就労は継続中

- ・退院前カンファレンス等で本人の障害像だけでなく**病識の有無**を実際に確認しておくことは、退院後の
 リハビリテーションプログラムを組み立てる際の重要な指標となる
- ・グループで同種の課題を行うことで、他者の振舞いや成績が、**自分を映す「鏡」**のような役割を果たした
- ・「きれめない支援」のためには、他機関とこまめに情報共有をすることが重要
- ・リハビリテーションの状況だけでなく、本人の**認知機能や特性、代償手段の活用状況**などを合わせて伝え
 ておくことで、次の支援機関が支援を組み立てやすくなる

新国立職業福祉・生活リハビリテーションセンター
 Social Independence Rehabilitation Center

事例 | Aさん (50代男性 目標:新規就労) ③

- X+1年10月 店舗清掃の職場実習体験 (3日間) 参加
 実習の振り返り面談にエマリス・生活リハ同席。業務の正確さは「問題なし」との評価
- X+1年11月 実習をした職場に応募し、清掃業務で採用決定 (週3日)。会社に障害特性の説明を実施
 週2日の生活リハ通所は継続。エマリスとも定期的に面談を行い、業務内の課題と対処方法
 などについて情報共有し、本人にも都度フィードバック
- X+2年1月 自立訓練 (生活訓練) 終了。現在も就労は継続中



- ・退院前カンファレンス等で本人の障害像だけでなく**病識の有無**を実際に確認しておくことは、退院後の
 リハビリテーションプログラムを組み立てる際の重要な指標となる
- ・グループで同種の課題を行うことで、他者の振舞いや成績が、**自分を映す「鏡」**のような役割を果たした
- ・「きれめない支援」のためには、他機関とこまめに情報共有をすることが重要
- ・リハビリテーションの状況だけでなく、本人の**認知機能や特性、代償手段の活用状況**などを合わせて伝え
 ておくことで、次の支援機関が支援を組み立てやすくなる

まとめ

- ・高次脳機能障害のある方には**共通する特徴**がある
- ・就労をめざすためには、「**就労準備性**」を上げることが近道
- ・失敗しても良い「**安全な環境**」で訓練をすることが大切
(仕事はリハビリになりません)
- ・グループで実施することで仲間意識の高まり、気づきの向上に寄与する
- ・受傷・発症から社会参加まで、**きれめのない支援**が大切



堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
Social Independence Rehabilitation Center

13

ご清聴
ありがとうございました



堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
Social Independence Rehabilitation Center

第2部

「高次脳機能障害者への就労支援にかかる連携」

講師 舘野 菜津子

堺市障害者就業・生活支援センター エマリス センター長代理

memo

高次脳機能障害者への 就労支援にかかる連携

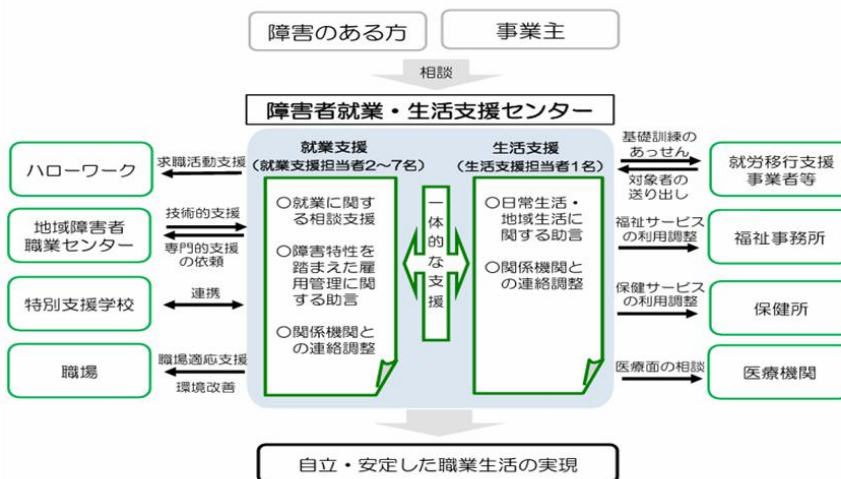
堺市障害者就業・生活支援センター(エマリス)
館野 菜津子



障害者就業・生活支援センターの概要

障害者の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う
「障害者就業・生活支援センター」を設置（令和8年4月現在 340センター）

雇用と福祉のネットワーク



業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

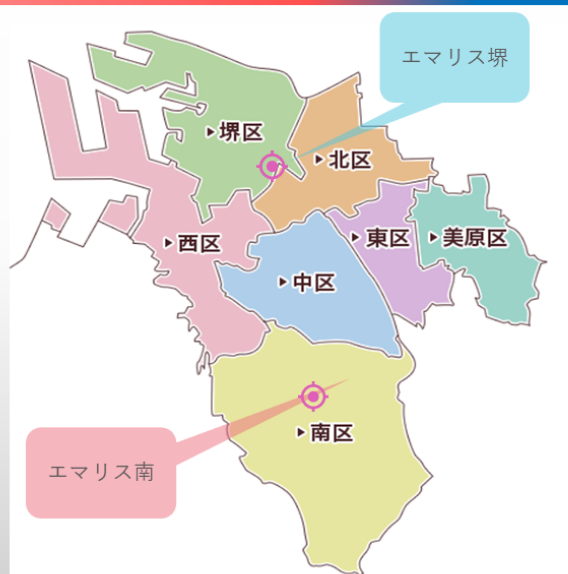
<就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
 - ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあつせん）
 - ・障害者の特性、能力に合った職務の選定
 - ・就職活動の支援
 - ・職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

<生活面での支援>

- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

堺市について



人口 82万人

平成18年 政令指定都市移行
大阪府で人口・面積が第二の都市
市内7つの区役所を設置

就業・生活支援センター 2か所設置
高次脳機能障害者支援センター 1か所
就労移行支援事業所 20か所
就労継続支援B型事業所 204か所
就労継続支援A型事業所 20か所

3

障害者就業・生活支援センターの支援内容

一般の会社で働きたい！



就業支援

今の会社で長く働きたい！



定着支援

障害者雇用を
始めたい！
続けたい！



事業主支援

地域の就労支援
ネットワーク
づくり



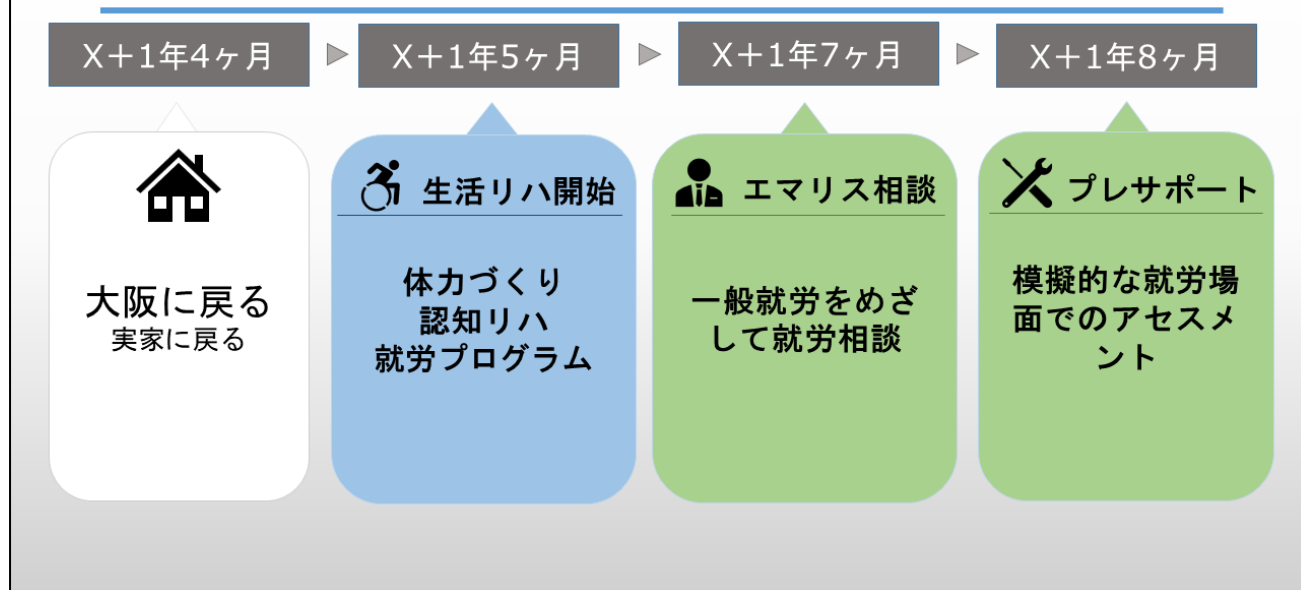
関係機関支援

生活支援

ケース事例①

事例概要

支援の経過①



プレサポート

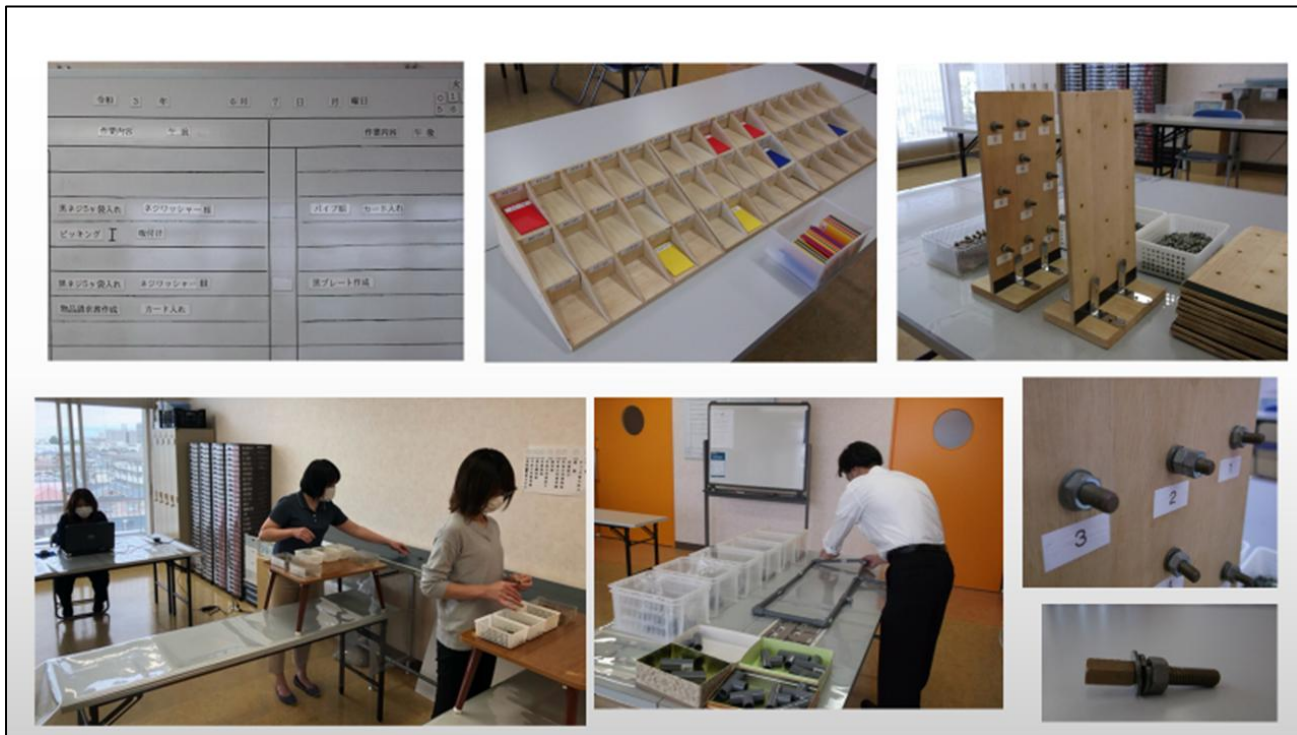
○作業内容

- ネジ作業：袋に入れてホチキス留め
ネジワッシャー組
板付け
- ピッキング作業 ・カード入れ
- 清掃 ・パイプ組 ・ベルコン作業
- 事務作業：アンケート入力
請求書作成
物品請求書作成

9:10	来所	● 1日体験 随時
9:30	朝礼・体操	
9:40	作業開始	
12:00	昼休憩	● 12日体験 週4日 (月/火/木/金) × 3週間
13:00	作業開始	
14:00	片付け・終礼	
14:20	退所	



など



支援の経過②

プレサポート結果

良い点

- ①根気強く取り組める
- ②丁寧な受け答え

苦手な点

- ①空間を捉えることが苦手（具体的な指示があればできる）
- ②疲れやすさがある（休憩の取り方）
- ③左側への注意が向きにくい

X+1年9ヶ月



生活リハ訓練

プレサポートで出た
課題に取り組む
障害者手帳の申請
障害年金の申請

X+2年

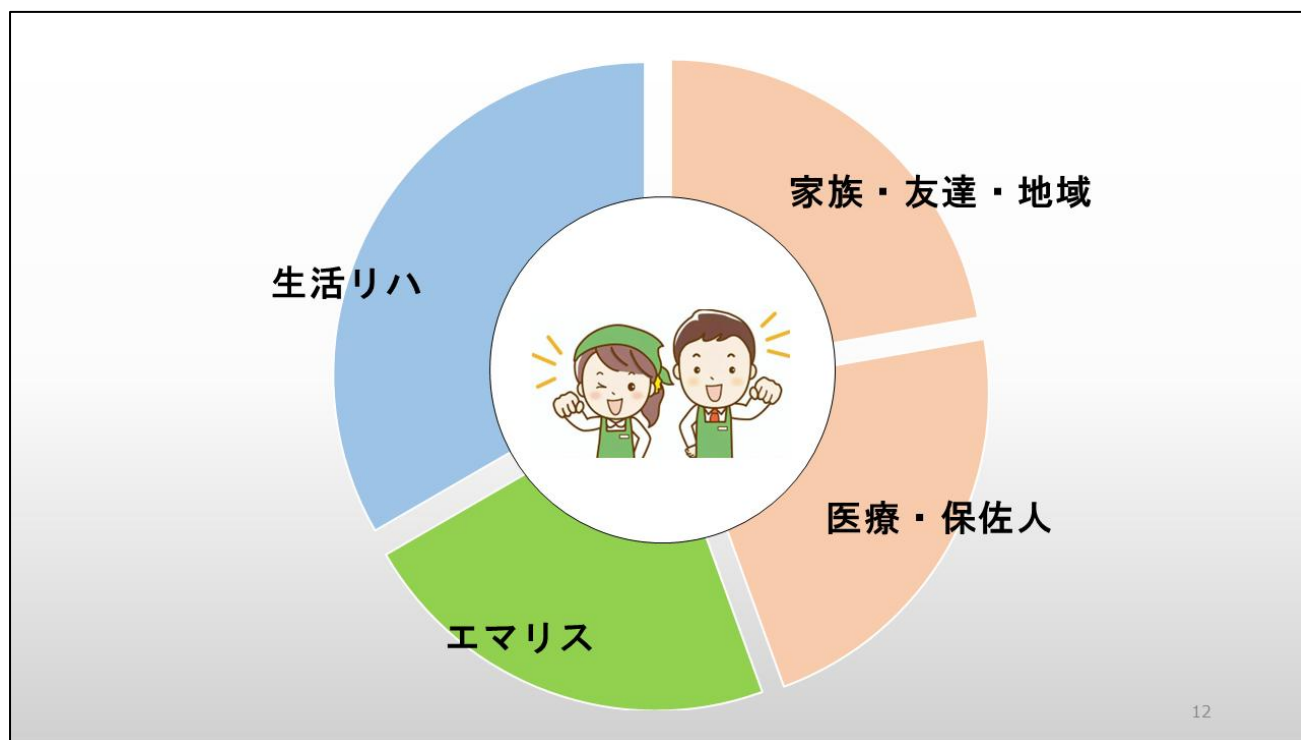
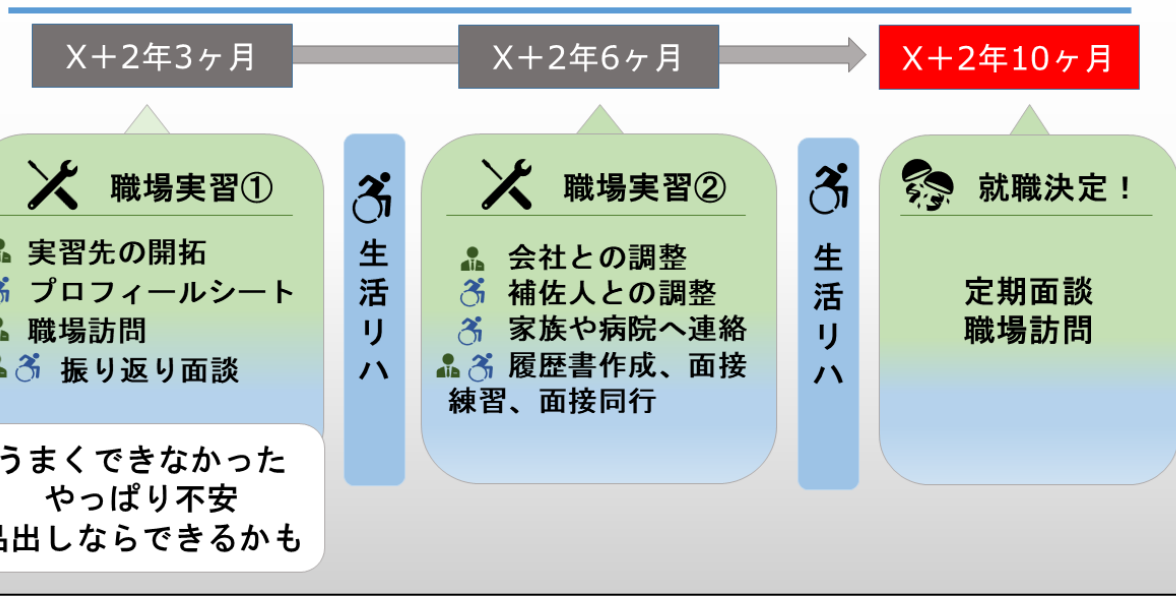


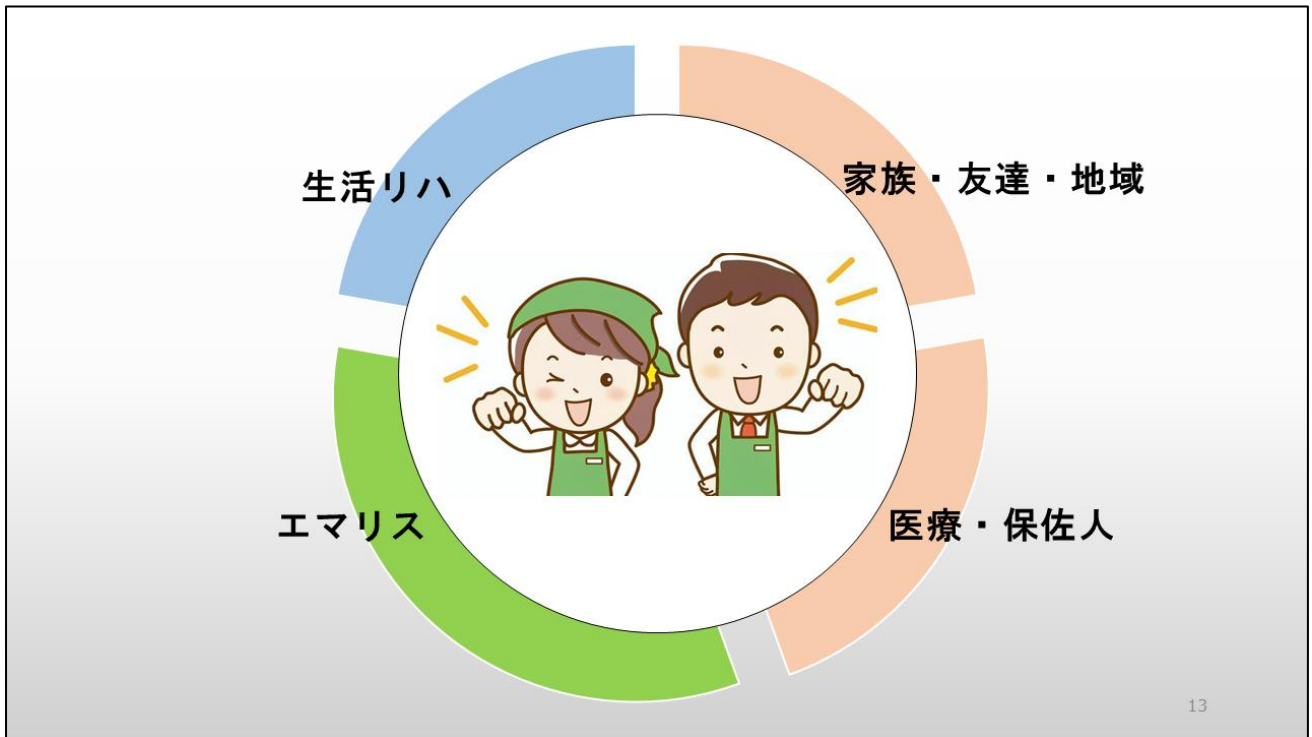
エマリス相談

得意苦手の整理
配慮事項の整理

就職に向けて動きたいけど不安
まずはスーパーで実習したい

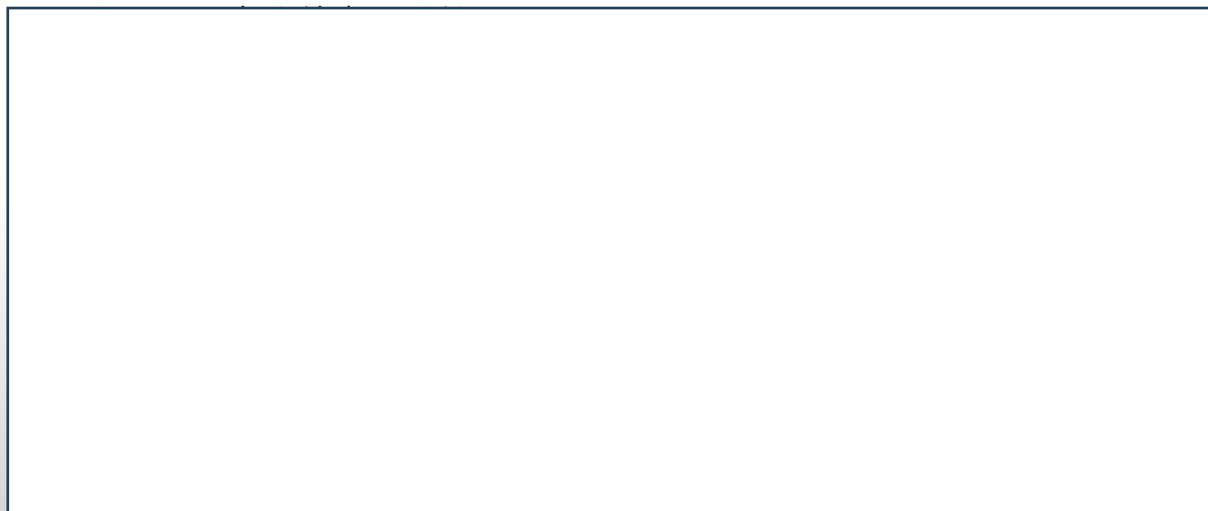
支援の経過③





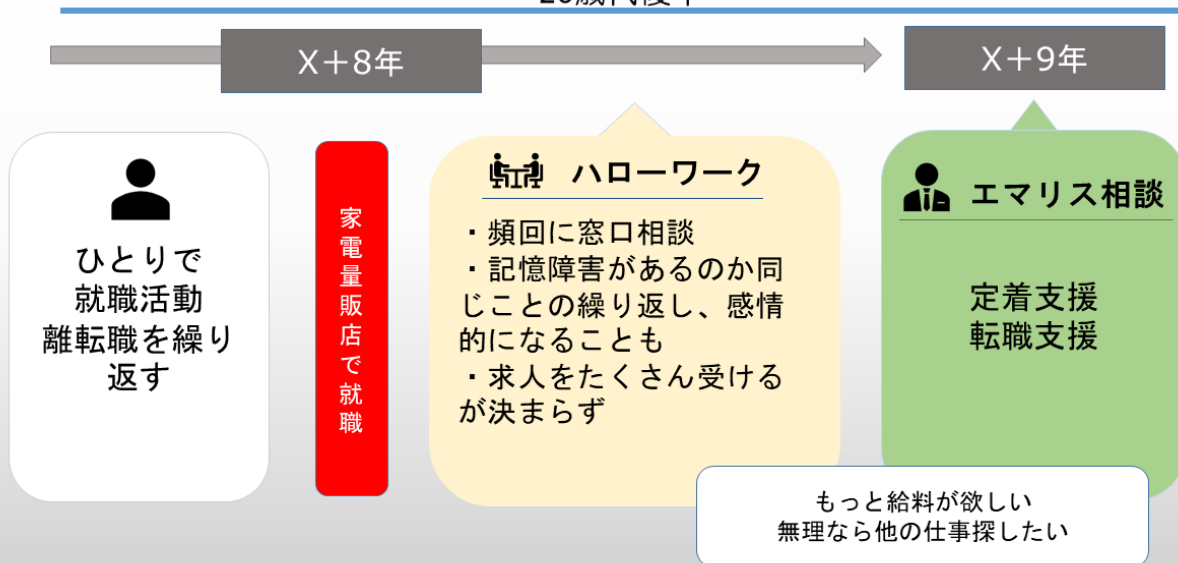
ケース事例②

事例概要



支援の経過①

～20歳代後半～



支援の経過②

～30歳代前半～

X+12年

家電量販店

覚えるまで時間がかかる
ふらつきがある為、重量物を
運ぶのは難しい
できることが限られており手
待ちの時間がある
給料アップは難しい
休まずに出勤できていること
は評価している



もっと給料の高い仕事を探す
エマリスは仕事を見つけてく
れたらいい→×

何も動いてくれない！
もう

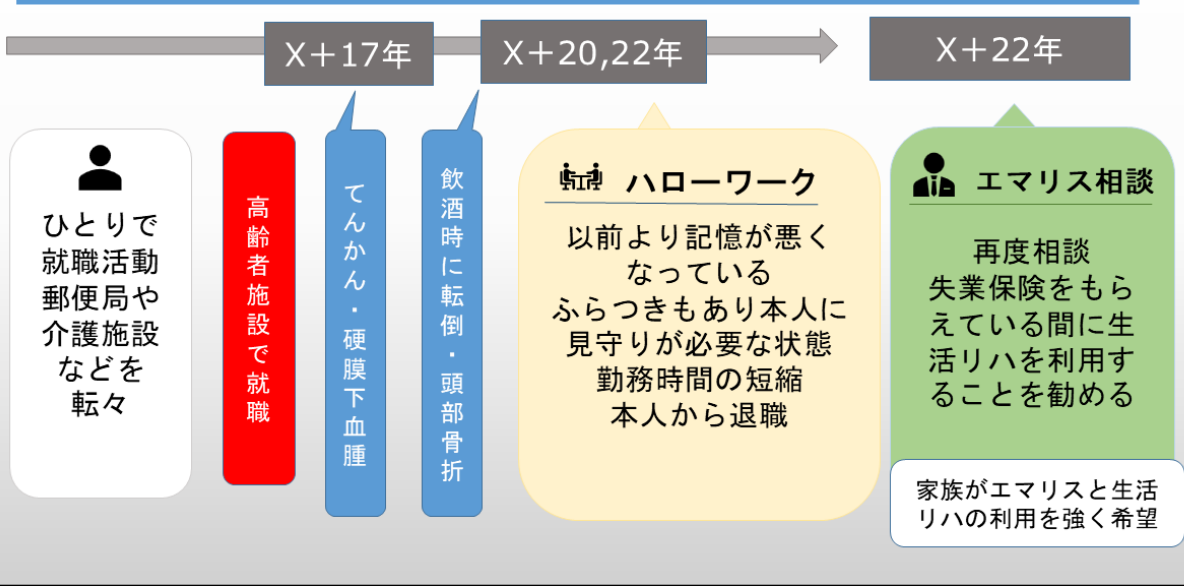
支援中断

この時の課題

- ・ 障害受容、自分の障害理解ができていない
- ・ 給料面から、工事関係やとび職など適性に合わない仕事を希望
- ・ 感情のコントロールが難しい
- ・ 記憶障害ゆえに支援が積み重ならない
- ・ 本人のタイミングで色々な所に相談
- ・ 本人はエマリスの支援を求めている

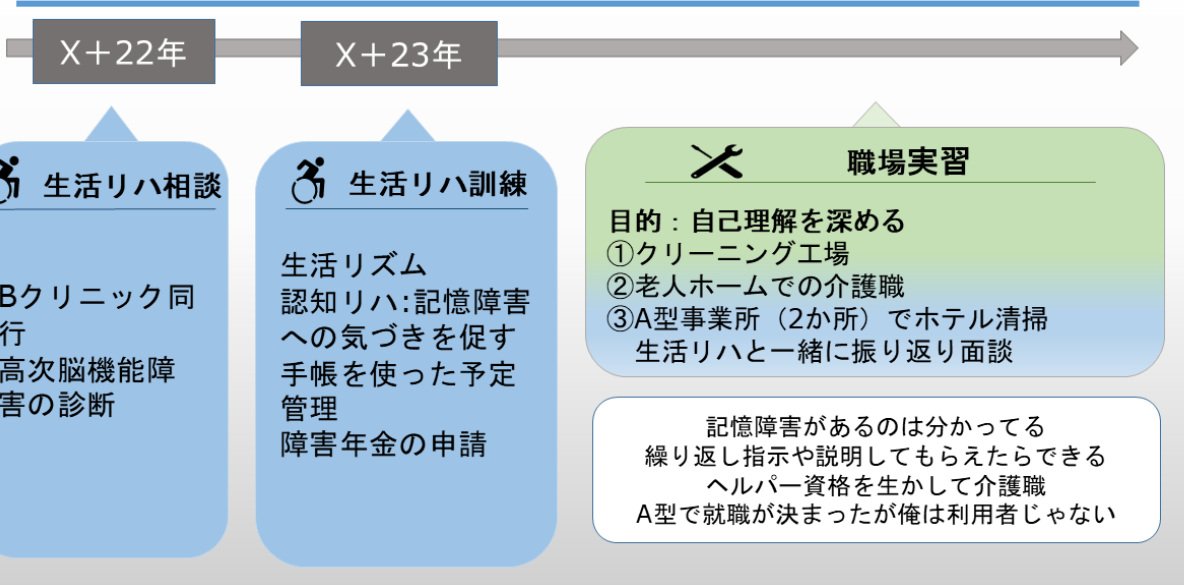
支援の経過③

～40歳代前半～



支援の経過④

～40歳代前半～



今の課題

- 自己理解が少し深まった反面、新たなことに対する不安も出てきた（でも本人は理解しづらい）
- 記憶障害ゆえに積み重なりにくさは継続
⇒日々通う所がある為、修正がしやすい
⇒統一した対応：次の予定をメモに書く所までを見届ける、面談は記憶に残りやすいよう書面に書きながら進めるなど
- 生活リハは有期限、福祉サービスが途切れると計画相談員も途切れてしまう

事例を通して連携について考える

- 医療機関からの診断や症状の説明が入っていると次の支援が動きやすい
- 早期支援が重要
- 一般社会での失敗経験は人によってはプライドが傷つく経験に感情コントロールにも影響が出る
- 仲間や支援者がいる環境で成功体験を積むことが自信になる
- 経済的な不安が焦りや高すぎる目標立てにつながる
⇒年金申請など経済的な情報提供は早い方が良い
- バトンタッチではなく円で支援を
- それぞれの支援が少しずつ重なる濃淡がありながらも続く支援を

今後の研修会のご案内

第2回研修会

「脳卒中サバイバーからの報告」
～ジャーナリストの目で迫る当事者の本音と伴走型支援～

日 時：8月23日（日）14：30～16：30

開催方法：オンライン開催（Zoom）

又は

オンデマンド視聴（限定配信）

内 容：「脳卒中サバイバーからの報告」

講 師：河居貴司氏（産経新聞社 WEB編集室 室長）

※6月下旬より案内開始予定です

今後の研修会のご案内

第3回研修会

「頭のけがや病気のおこる
コミュニケーションのしづらさについて」（仮）

日 時：11月8日（日）13：30～16：00

会 場：堺市総合福祉会館 6階ホール

講 師：石原 明美 氏（デイサービスことばの泉）
藤原 麻美子 氏（目白大学 保健医療学部）

脳損傷後のコミュニケーションのしづらさについての講演会
です。

※9月下旬より案内開始予定です

本日は、研修会にご参加いただきありがとうございました。

尚、本日の資料の無断転用はご遠慮ください。

堺市高次脳機能障害者支援センター

堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター

〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号

堺市立健康福祉プラザ 4階

〔電話〕 072-275-5019 (代)

〔Fax〕 072-243-0202

担当 中岡 ・ 西脇

Mail : seikatsu-reha@sakai-kfp.info

HP : <https://www.sakai-kfp.info/>

